

れている。それをさらに減らすのはひどすぎる。精神的にしんどいなかで子供を育てている、せめて経済的な支えがほしいのに……」

さらに自立したくても病気がちなどで働けないシングルマザーの窮状は悲惨だ。2人の子供と暮らす水野真知さん(仮名・36才)は、昨年9月から、2度目の生活保護を受けているが、初めて生活保護の申請をした際、断られた経験があるという。

困窮は7年前、夫の家出から始まった。借金と家賃滞納で困り果て、福祉事務所に何度も足を運んだ。そのとき、ケースワーカーがこういった。

「本当にダンナがいらないのかあやしいもんだ。あんたに保護を出したら、みんなに出さなきゃなんなくなる。まだ若いんだから夜の仕事でもいけるだろう」

水野さんは、このときいわれた言葉がいまも忘れられないという。

その後、なんとか夫を見つけ、離婚の手続きを取り、やっと生活保護が認められた。

しかし、病気がちな子供を抱え、自分も体が弱くて働ける場がない水野さんが、再び困窮するまでに時間はかからなかった。



協議離婚なら公証役場で公証人立ち会いのもと、慰謝料や養育費などの取り決めを公正証書に残したほうがベター。

家計は苦しく、また家賃を滞納した。仕方なく転居したところ、「勝手に引越した」と保護を打ち切られた。

ケースワーカーは就労するよう求めた。

「そのときも怠け病みたいにいわれて……。肩身が狭く、人の目が気になり、昼間は外へ出られなかった」

何とか働き始めたものの、また苦境に陥り、一家心中も頭をよぎったという。いまは、再び保護を受けて生き延びている。

水野さんのように、生活保護の手当を申請しても厳しい言葉をかけられるシングルマザーは少なくないという。そして、そんな状況に拍車をかけるように、厚生労働省は生活保護制度の見直しをめぐる母子加算の縮小など、ここでも給付の切り下げを検討している。

養育費を払い続ける父親がほめられる国

母子家庭の経済的な厳しさに、はもうひとつの側面がある。子供の父親からの養育費の支払い

が保証されていないことだ。冒頭の厚生労働省の調査によると、現在も養育費を受けてい

るのはわずか17%、しかも受けている人の大半が離婚から2年以内までだ。'03年には母子寡婦福祉法が改正され、離婚した父親に養育費を支払う「努力義務」を課したが、十分な効果をあげていないととてもいえない。

離婚問題を専門とする高橋法律事務所の代表で行政書士の高橋健一さんはこう実情をもらす。

「法律で形は縛れても、心まで縛れない。結局、払うかどうかは本人の気持ち次第なので難しいんです。法律上では、調停離婚とか公正証書を作成しておけば、父親が滞納しても給料から差し押さえることができます。でも父親がリストラされて給料差し押さえができなくなるケースもあって、現実には法律通りにいかな

い」

高橋さんの事務所では離婚協議書を作る際、養育費滞納を想定して夫の両親に連帯保証人

になってもらうという方法もとっているが、断る両親が多いという。

「養育費は子供の権利なんです。概して父親は子供と接していないと父親意識が薄れていく、でも離婚しても親子の縁は切れない。唯一、親と子供を繋ぐ手段として養育

費があるのだと思うんですが」

しかし調査によると離婚の際に養育費の取り決めを行っていないのは全体の34%にすぎない。その理由としては「相手に支払意思や能力がないと思った」が48%を占め、以下「相手と関わりたくない」「交渉したがまともになかった」と続く。

市原理恵さん(仮名・37才・化粧品販売員)は10年前、夫の浮



気が原因で調停離婚し、子供2人の養育費を月額6万円にとりきめた。しかし支払われたのは最初の2年間のみだったという。

「私の収入が手取り13万、母子家庭の手当が4万ぐらい。養育費を入れてもぎりぎりの生活だったので、相手の勤務先に電話して給料から天引きしてもらえないか頼んだこともありまし